

業務委託仕様書（案）及び企画提案に関する詳細について

本仕様書は、静岡市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）が委託する「歩行者通行量調査デジタル化業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、本業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

歩行者通行量調査デジタル化業務

2 目的

本業務は、静岡市中心市街地活性化基本計画（静岡地区、清水地区）をはじめとした行政計画等における成果指標として活用されている歩行者通行量について、調査手法をデジタル化することにより、高精度且つ多面的で日常的に情報収集を可能にすると共に、事務の効率化及びコストの削減を図ることを目的とする。

3 委託業務概要

（1）委託業務内容

- （ア）歩行者通行量調査システムの構築及び計測
- （イ）歩行者通行量データの提供・管理
- （ウ）セキュリティ対策
- （エ）保守運用

※詳細については「4 委託業務内容」を参照。

（2）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

（3）委託見積上限金額

5,000,000 円（消費税額及び地方消費税額 10%を含む）

※本仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は失格とする。

4 委託業務内容

本業務において、受託者は以下の業務を実施するものとする。

契約締結後、協議及び現地踏査により現地状況等を確認した上で、速やかに業務実施計画書を作成し協議会に提出すること。業務開始後は、業務実施計画書に基づいて進捗管理を行うとともに、定期的に進捗状況を報告すること。

（ア）歩行者通行量調査システムの構築及び計測

- ・カメラ（※1）を設置し、カメラ映像から得られるデータの解析と数値化及び必要なデータの収集を行い、歩行者通行量調査システムの構築を行うこと。ただし、設置箇所及び計測ライン等の設定については、契約締結後に両者協議の上、決定するものとする。
- ・カメラの設置予定箇所の事前調査については、契約締結後に実施するものとする。
- ・設置するカメラ等の全ての機器については、単年度のリース契約とする。なお、令和 13 年度末までは、歩行者通行量調査を継続することを想定している。
- ・令和 8 年度から令和 13 年度末までは、年間 3,000,000 円（消費税額及び地方消費税額 10%を含む）を上限に単年度のリース契約を更新していくことを想定しているため、本業務及び令和 8 年度から令和 13 年度末までの費用総額を積算し、企画書提案書へ明記すること。
- ・設置するカメラ等の全ての機器について、詳細を企画書提案書へ明記する若しくは詳細が分かるカタログ等の資料を提出すること。

- ・歩行者通行量調査システムの構築後、協議会担当者立会いのもとカメラの撮影方向や画角等を調整し、動作確認作業を行うこと。
- ・機器の設置に当たり、土地及び建物所有者や関係者との調整は、原則として受託者が行うこととし、必要に応じて協議会が同行等の対応をする。
- ・機器の設置に伴う工事及び道路使用許可申請等については、受託者にて行うこと。
- ・歩行者通行量調査システムの稼働に必要な環境（Web サーバー、ネットワーク機器、カメラ及びソフトウェア等）は、原則として受託者が全て用意すること。
- ・歩行者通行量調査システムの稼働に必要な電源については、設置箇所近隣の電源を使用することを想定している。ただし、稼働するために必要な電源設備との接続を含めた設置工事は受託者が行うこと。
- ・本業務期間中の電気料金及び通信料金は受託者が負担すること。
- ・カメラを設置する際は、作業日の 1 週間以上前に施行日時等について、協議会へ申し出ること。
- ・施工中は、施工作业によって通行等に支障を与えないよう、且つ周辺住民に迷惑を与えないよう十分留意すること。
- ・施工に関しては、安全を最優先とした施工を行うとともに、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損害を与えないよう細心の注意を払うこと。
- ・施工に関しては、工事記録を写真撮影し、協議会に提出すること。
- ・属性毎（（例）性別、年代、車種、通行の方向）の歩行者通行量データを提供すること。
なお、取得可能な属性を全て企画提案書へ明記すること。
- ・盗難や外部からのアクセスにより、個人情報外部に流出することが無いよう、個人情報の保護に配慮した設計とすること。設計の詳細については、企画提案書へ明記すること。
- ・歩行者通行量調査システムの操作マニュアルを作成し、協議会へ提出すること。

（※１） 想定するカメラは取得した映像データによって以下の【取得データ】（歩行者通行量は必須）を判別し、データ取得できるものとする。

【取得データ】

- ・必須項目として、歩行者通行量を取得すること。
- ・任意項目として、取得可能な属性や情報を全て企画提案書へ明記すること。
（例）性別、年代、車種、自動車や自転車等車両の通行量、通行の方向
※年代については、判別可能な年齢単位や区分数についても明記すること。
- ・カメラの画角上に設定可能な計測ライン数や計測エリアの設定可否等の機能についても、企画提案書へ全て明記すること。

【計測期間】

- ・歩行者通行量調査システムの構築完了から令和 8 年 3 月 31 日まで（導入機器及びソフトウェア等の保守並びにシステム運用サポート期間を含む）。
- ・計測期間中の計測可能時間は企画提案書へ明記すること。
（例）毎日 10 時 00 分から 17 時 00 分まで計測する。
計測期間中は 24 時間 365 日計測する。

【設置予定箇所】

- ・静岡市中心市街地活性化区域（静岡地区・清水地区）へカメラを設置すること。ただし、設置箇所及び計測ラインの設定については、契約締結後に両者協議の上、決定するものとする。
※静岡市中心市街地活性化区域及び現在の調査手法については、別紙 1（区域図）、参考 1（静岡地区）、参考 2（清水地区）を参照すること。
- ・設置予定箇所については、既存の商店街のアーケードや街路灯、近隣施設等への設置を想

定している。

(イ) 歩行者通行量データの提供・管理

- ・取得した数値は別紙2を参考に任意の書式により提出する若しくはシステム上でデータの提供又は公開をすること。なお、別紙2によらずWeb上から容易に閲覧、管理、一括出力等出来るシステムなど、誰でも容易にデータ活用ができる環境を構築することができればその内容を提案書に明記すること。
- ・委託期間終了時には、委託期間内の歩行者通行量調査の内容を取りまとめ、分析した報告書を提出すること。ただし、報告書の内容等の詳細については、契約締結後に両者協議の上、決定するものとする。
- ・定期保守点検等でシステム停止が必要な場合は、事前に協議会へ申出の上で停止を行うものとする。
- ・蓄積される歩行者通行量データには、個人の特定に係る情報を含まないものとする。
- ・取得した歩行者通行量データは協議会が所有権を有し、データ分析及び加工等をしてよいこととする。また、受託者は取得したデータを計測終了日から1年以上保持すること。なお、計測期間中は保持し続けること。(映像データの保存期間はこの限りではない。)

(ウ) セキュリティ対策

- ・障害、不正アクセスの監視及び侵入防止等の仕組みを構築すること。
- ・Webサーバー等を設置する施設については、セキュリティ対策を徹底すること。
- ・情報漏洩や改ざん検知等に関する新たな脅威への対策、ソフトウェア等のバージョンアップやセキュリティ対策は受託者が実施することとし、Web上の安全性は常に確保出来ること。また、SSL暗号化信号に対応させる等、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ・運用するシステムに脆弱性が発見された場合は、早急にセキュリティパッチを適用する等、追加の費用無しで補修できること。
- ・セキュリティ上の脆弱性又は不具合が発見された場合は、追加の費用無しで早急に対応できること。
- ・第三者からのアクセスによる改ざん等を防止する制御機能を有し、安全性に考慮して運用できること。
- ・不正操作、サービス不能に陥ることがないように対策を講じることができること。
- ・運用の停止を伴うメンテナンスを行う場合は、事前に協議会へ申出の上で停止を行うものとする。
- ・受託者は障害発生に備え、以下の通りバックアップを行うとともに、障害発生時は速やかに復旧措置が行えるような手順を確立すること。
 - ①Webサーバー等は毎日バックアップを行うこと。
 - ②障害等により、Webサーバー等のデータが消失した場合は、速やかに復旧できること。

(エ) 保守運用

- ・本業務にて導入する機器全ての保守運用を5年以上行い得る体制が整備されていること。また、責任を明確化し、協議会からの問合せに対して速やかに対応できる体制を整備するとともに、システム構築に必要な知識及び技能を有した人材を適切に配置すること。
- ・本システム構築により導入する機器は全て保守対象とする。ただし、天災地変その他、協議会、受託者いずれの責にも帰すことができない事由により生じた障害を除く。
- ・サーバーダウン等のトラブルや天候等外的要因による画角のずれが発生した場合は、受託者にて速やかに措置を講じ、歩行者通行量調査システムへの影響が最小限となるよう努めること。
- ・カメラ設置箇所周辺にて建設が進む等、外的な要因により既存設置箇所での継続的な計測が困難となった場合は、協議会と協議の上、受託者にてカメラ画角や計測ライン等の再設

定を行うこと。

- ・協議会より、通行量データの計測値に異常値が疑われる旨の連絡や外的な要因で変更されたカメラの画角修正等の依頼があった場合は、受託者にて速やかに調査等の措置を講じること。
- ・カメラの点検は遠隔による点検とし、カメラ画角や計測ライン等のシステムの正常性等の確認を実施すること。実施回数は毎月1回程度とし、点検結果を協議会へ報告すること。また、正常に機能していないことが確認された場合は、受託者にて速やかに措置を講じること。
- ・障害が発生した場合は、速やかに協議会へ連絡し、障害箇所、範囲の設定、調査等の状況把握を行うとともに、復旧に向け迅速な対応を行うこと。また、協議会へ随時対応状況を報告すること。
- ・運用保守体制を文書により明確化し、電話、電子メール等による問合せが発生した場合は、担当部門に連絡する体制を構築すること。なお、協議会からの電話問合せ受付は、平日の8時30分から17時15分までを基本とし、電子メールによる問合せは24時間365日可能とすること。また、緊急性の高い障害等発生時には、協議会と協議の上、上記時間外においても対応を行うこと。
- ・システムを運用していく上で必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。また、電話等の手段により対応できない場合は、訪問して対応すること。
- ・保守業務完了後は、保守業務内容や対応方法、対応担当者を明記した保守業務完了報告書を協議会へ提出すること。
- ・保証の範囲や内容については、企画提案書へ詳細を明記すること。
(例) 本業務にて導入する全ての機器について、5年間は受託者の負担で交換する。

5 成果品

成果品は下記の通り納品すること。

- ・歩行者通行量データ
委託期間終了時には、委託期間内の歩行者通行量調査の内容を取りまとめ、分析した報告書を提出すること。ただし、報告書の内容等の詳細については、契約締結後に両者協議の上、決定するものとする。
- ・歩行者通行量調査システム利用マニュアル（PDF等）の電子データ等を納品すること。

6 支払

業務完了後の一括払いとし、正式な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、協議会が認めるときは委託料を前払金とすることができる。

7 損害の賠償

本業務中に受託者が協議会若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、協議会の責に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

8 業務報告について

本業務の実施期間中において、受託者は協議会と緊密な連絡に努め、作業を遂行しなければならない。また、協議会は必要に応じて実施状況の調査又は報告を求めることができることとする。なお、打合せで決定又は協議会が指示した事項等について、受託者はその進捗を定期的に報告すること。

9 その他

- ・受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事

前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。

- ・受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、協議会の承認を得た上で関係者に情報提供することはできるものとする。
- ・受託者は、本業務のために必要な受託者が従前より有する著作権、第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、万一何らかの著作権問題が生じた場合は、受託者の責任により対処すること。
- ・事業で作成した報告書等の著作権は原則協議会に帰属する。なお、業務遂行にあたっては、他からの無断転載等著作権侵害となるような違法行為は全て禁ずる。
- ・本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て両者協議の上、これを解決するものとする。
- ・受託者は、本業務中に事故があった場合、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに協議会に報告すること。

以上